

埼玉型ほ場整備事業の概要

平成26年4月

埼玉県農林部農村整備課

1 目的及び趣旨

明治時代からの耕地整理事業により整備された10a区画水田は、長年にわたり、本県の水田農業を支え良好な県土を保全してきた。このような水田農業を将来的に維持していくためには、担い手への農地集積を加速化させ、競争力ある「攻めの農業」を展開していくことが重要であり、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このため、地域の実情に応じ策定された営農ビジョンをもとに、農地集積に必要な基盤整備を迅速かつ低コストに実施することで、農業生産効率の向上を図り、農業競争力の強化を図ることとする。

2 定義

次の項目を総称して、埼玉型ほ場整備事業という。

- (1) 地域の実情に応じ策定された営農ビジョンにもとづいた取組を行う。
- (2) 既存区画、土地改良施設等を最大限に生かした基盤整備を実施。
- (3) 換地を用いない手法(利用権設定等)により農地集積を図る。
- (4) 担い手への農地集積による道水路等の地先管理体制が損なわれないよう地域のルールづくりを支援。

3 事業の内容

本事業の事業内容は、次のとおりとする。

(1) 埼玉型ほ場整備実施計画策定

地域の実情に応じた農地集積を図るため、市町村や地域が策定した目指すべき将来像を描いた営農ビジョンをもとに、農地集積を図るための農業基盤整備計画等(効果算定含む)を策定。

○事業実施主体：県

○助成：県1/2・市町村1/2

○事業期間：概ね2か年度以内

(2) 埼玉型ほ場整備事業(国：農業基盤整備促進事業)

農業生産性の向上と農地集積に必要なアに加え、イ、ウの組合せにより総合的な農業基盤整備を実施。

○事業実施主体：県

○工種及び助成

工 種	区 分	助 成
ア 畦畔除去及び 均平作業	水路の変更を伴わない	10万円/10a(国庫定額) ^{※2}
	水路の変更を伴う	20万円/10a(国庫定額) ^{※2}
イ 農業用排水施設 ^{※1}	原則、支線用・排水路	国 : 50%
ウ 農作業道 ^{※1}	ほ区に接する通作道、 連絡道	県 : 27.5%
		市町村 : 22.5~10%
エ 特認事業	暗渠排水	地元 : 12.5~0%
		15万円/10a(国庫定額) ^{※2}

※1:工事雑費：県 77.5%、市町村等 22.5% 事務費：県 75%、市町村等 25%

※2:中心経営体に集約化(面的集積)する農地については助成額を2割加算

○事業期間：概ね3か年度以内

(3) 担い手支援地域共助活動費

農地集積に伴う耕作者の減少に伴い、道水路等の地先管理体制が損なわれないよう、地域の合意形成によるルールづくりを支援。

○事業実施主体：市町村

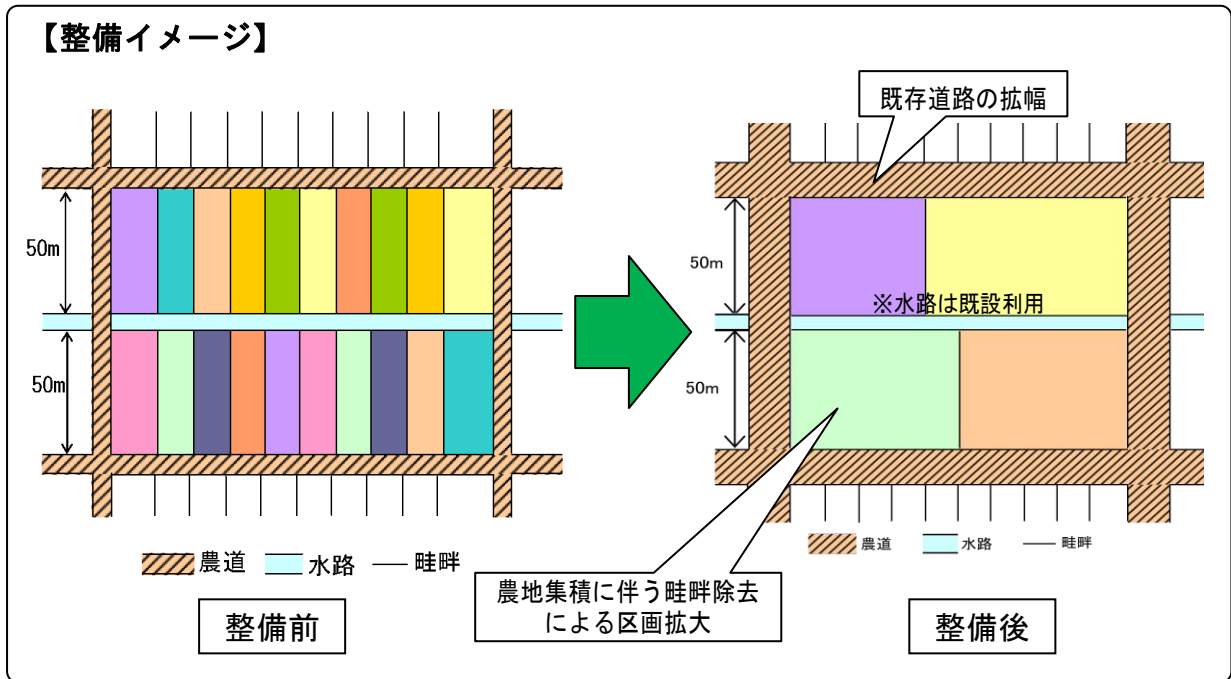
○助 成：県定額(補助金)

○助成期間：概ね2か年度以内(事業採択前年度から事業採択初年度)

4 事業実施要件

- (1) 事業を実施しようとする前年度までに、市町村又は地域による営農ビジョンが策定されている又は策定される見込みがあること。
- (2) 事業を実施しようとする前年度までに、関係機関及び団体、農業者等による推進組織が設立する見込みがあること。
- (3) 事業対象地は、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号による)であること。
- (4) 過去に概ね10a以上の区画に整備された農地(水田)であること。
- (5) 受益地内の受益者数が、農業者2者以上あること。
- (6) 事務的経費を除く総事業費が200万円以上であること。
- (7) 畦畔除去及び均平作業の実施対象農地の所有者(権利者)の施行同意が得られる又は得られる見込みがあること。
- (8) 農業用排水施設又は農作業道の受益面積が20ha以上あること(畦畔除去及び均平作業については面積要件なし)。
- (9) 農業用排水施設又は農作業道の実施にあたっては、施設管理者との間で整備及び事業費負担、施設譲与等に係る同意又は内諾等が得られていること。
- (10) 特認事業は、農業生産効率の向上等を図るため、地域の特殊事情によりやむを得ず実施するものであり、3の(2)ア及びイ、ウの工種と併せて総合的に実施すること。

【整備イメージ】



【ビジョン区域及び受益面積の設定】

